

平成26年4月17日提供

問い合わせ先	
担当課	建築都市局 臨海整備課
直通	072-228-8033
内線	5570、5582
FAX	072-228-8034

大浜北町市有地活用事業の中止について

大浜北町市有地活用事業に関し、株式会社dhp都市開発と締結した、事業用定期借地権設定までの基本的事項に関する協定を平成26年4月4日付にて解除し、本事業を中止しましたので、お知らせします。

なお、本事業に係る公的施設等の整備を行う共同企業体から株式会社dhp都市開発は平成26年4月16日に脱退しております。

記

【事業用定期借地権設定までの基本的事項に関する協定書の解除の概要】

- 1 解除日 平成26年4月4日（金）
- 2 解除の相手
株式会社dhp都市開発 代表取締役 榎本 泰之
- 3 解除理由
株式会社dhp都市開発からの辞退申入書を受け、本事業遂行の見込みがないと判断したため